

【※6】

三位一体改革

国の関与を縮小し、地方の権限と責任を大幅に拡大することを旨とし、国庫補助負担金(※)の廃止、地方交付税(※)の見直し、税源移譲を含む税源配分のあり方を三位一体で検討し、改革すること。

※国庫補助負担金

国庫負担金と国庫補助金があり、国庫負担金は、法令にもとづいて国に支出を義務付けているもの。国庫補助金は、地方公共団体に対して、特定の事業を奨励する際に支出されるもの

※地方交付税

所得税や法人税、酒税など、国税の一定割合を、地方公共団体が等しく妥当な水準で自主的にその事務を行うことができるよう国が交付するもの

【※7】

登別市まちづくり基本条例



市民と行政が協働して登別市のまちづくりを進めるため、その規範となる理念や行政への市民参画の権利など市民と行政の仕組みを定めるものです。

『登別市まちづくり基本条例検討委員会』は、昨年6月に公募の市民と、市職員のほか、オブザーバー参加の市内専門学校の学生を加えた42人で発足。約1年間にわ

【※4】

行政改革の推進

『住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない』という地方自治運営の基本原則やこれまでの行政改革の取り組み、本市を取り巻く状況を踏まえながら、地域の特性を生かしたまちづくりを進めるための行政システムの構築を進めています。

【※5】

市税収納率

市税(※)収納率は、平成13年度86.2%、平成14年度86.7%、平成15年度86.9%でした。

これまで、庁内に収納対策推進本部を設置し、収納率の向上に努めてきましたが、より一層の工夫や努力が求められるとともに、税負担の公平という観点から、さらなる収納率の向上に向けた取り組みを行います。

※個人市民税、法人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、特別土地保有税、市たばこ税、入湯税

たり、19回の全体会議や42回のワーキングを開くなど、協働のまちづくりについて、議論を重ねてきました。

提出された提言書の条例素案には、市民・行政・議会の役割を明確にし、市民がまちづくりに参画できる権利や市民と行政の協働のあり方などを検討する機関の設置の規定が盛り込まれています。

市は、議会との調整や市民の意見を求めるなどの作業を進め、年度内に条例案をまとめることにしています。

まちづくりには、ふるさとを愛する市民と行政とが、地域社会の目指すべき方向や果たすべき役割について共通の認識を持ち、それぞれが持つ力を十分活かしながら、適切な役割分担のもと、協働で取り組むことが必要であります。

協働のまちづくりを推進するため、その規範とする『登別市まちづくり基本条例』(4頁※7参照)の策定について、先般、登別市まちづくり基本条例検討委員会より素案などの提言をいただきましたので、この提言をもとに本年度内に条例案をまとめたことを考えております。

また、市民と行政の協働のまちづくりを進めるためには、それぞれの役割分担を明確にすることが必要でありますので、今後、市民参画のもとに『市民と行政の役割分担指針』を定め、具体的な分担作業に取り組んでまいります。

③分権時代における 基礎自治体のあり方

地方分権の進展に伴い、市町村合併(5頁※8参照)や道州制(5頁※9参照)をめぐる議論が活発になっておりますが、その中で基礎自治体のあり方が

問われております。

◎市町村合併について

市町村は、住民に最も身近な総合行政のサービス主体でありますので、その役割を果たすために必要な自治能力が問われ、これを支える優れた人材の確保が重要となります。基礎自治体の規模が大きくなれば、専門的な人材などマンパワーの層が厚みを増し、自治能力の向上へとつながることになります。

市としては、室蘭市・白老町と合併した場合の行政サービスの变化などについてシミュレーション作業を進めておりますが、市民の皆さんに可能な限りの情報を提供し、将来の市のあり方について今後とも幅広く検討を進めてまいります。

◎道州制について

北海道は、道州制の先行実施に向けて特区としての『道州制プログラム』、『平成16年度道州制推進プラン』、『道州制北海道モデル事業計画』をそれぞれ策定しました。私は、住民の最も身近な基礎自治体としての市町村は、北海道が担っている業務につ